

- ア 交付期間  
平成15年7月18日（金曜）から平成15年7月30日（水曜）までのそれぞれの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 交付場所  
（1）に掲げる場所に同じ。
- （3） 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ア 日時  
平成15年7月31日（木曜）午後1時30分
- イ 場所  
熊本県企画振興部情報企画課（熊本県庁行政棟新館9階）
- ウ 入札書の提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による場合は、入札の前日までに必着するよう郵送すること。
- 7 その他
- （1） 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- （2） 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、6の（3）のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に100分の5を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- （3） 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- （4） 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者があっても落札者とならない場合がある。
- （5） 契約書作成の要否  
要  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から、7日以内とする。
- （6） 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- （7） その他詳細は、入札説明書による。